福岡県安全・安心まちづくり条例　平成20年4月1日施行

安全で安心して暮らせる福岡県づくりのために

福岡県

福岡県安全・安心まちづくり条例の概要

第1章　総則（第1条～第10条）

条例の基本理念

「安全・安心まちづくり」は、「自らの安全は自らで守る」（自助）、「地域の安全は地域で守る」（共助）の意識を基本として、県民等が「安全・安心まちづくり活動」に自主的に取り組むことで、互いに支え合う良好な地域社会の形成が図られることと、犯罪の防止に配慮した環境の整備が行われることにより推進される必要があります。

また、県、市町村、県民等が相互に連携し、協力して「安全・安心まちづくり」が推進される必要があります（公助）。

それぞれの役割

第2章　暴力団排除活動の推進（第11条）

●暴力団排除に関する施策を推進します。

この条例は、安全で安心して暮らすことができる地域社会づくりに関して基本理念を定め、行政、警察、県民、事業者それぞれの役割を明らかにするとともに、県の施策の基本事項を定めることにより、「安全・安心まちづくり」を推進し、安全で安心な県民生活を実現することを目的としています。

この条例に基づき、『安全・安心まちづくり』に取り組みましょう。

第3章　学校等における児童等の安全確保等（第12条～第14条）

●学校・通学路等における児童等の安全確保のための指針を策定します。
●学校等、保護者、行政、地域住民、警察は、連携して、指針に基づく安全確保対策を講ずるよう努めます。
●学校等の管理者は、警察、保護者、地域防犯活動団体等に働きかけ、学校・通学路等の安全対策のための体制整備に努めます。

第4章　犯罪の防止に配慮した道路等及び住宅の普及（第15条～第16条）

●犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場、駐輪場、住宅の普及に努めます。
●道路、公園、駐車場、駐輪場、住宅の構造、設備等に関する指針を策定します。
●道路等の設置者、管理者は、指針に基づく構造、設備等の充実に努めます。

第5章　犯罪の防止に配慮した事業活動の推進等（第17条～第21条）

●深夜営業施設（公安委員会規則で定めるもの。）、大規模小売店舗における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を策定します。
●深夜営業施設・大規模小売店舗の設置者、管理者は、防犯責任者を選任し、指針に基づいて構造、設備等の充実と管理に努めます。
●警察は、犯罪の防止のために必要な情報の提供に努めます。
●自動車、自転車、自動販売機の販売者は、購入者等に対し、日常の管理方法、盗難防止装置等に関する情報の提供に努めます。

福岡県の犯罪情勢

刑法犯・街頭犯罪等件数と防犯団体数の推移

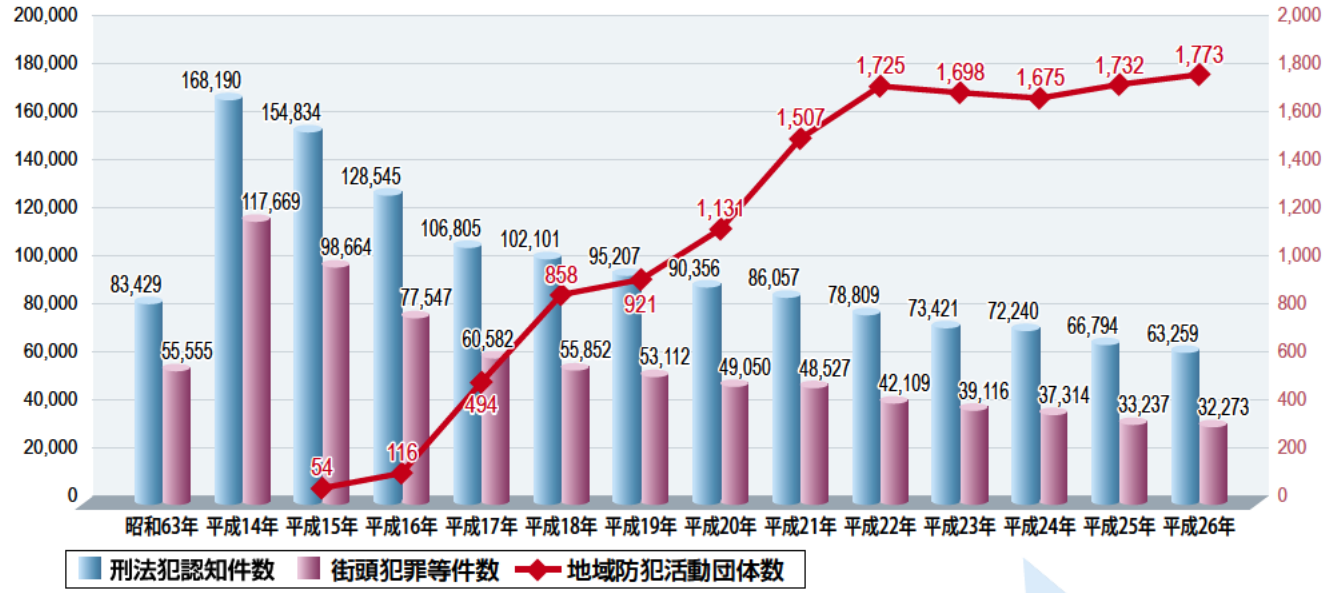

平成に入り犯罪発生件数が急増し、平成14年には168,190件で過去最高となりました。このうち、街頭犯罪等※が全体の約半数を超えています。平成15年以降、犯罪発生件数は減少しています。犯罪発生件数の減少の重要な要因として、警察による取締りの強化のほか、子どもの見守りやパトロール活動などを行う地域防犯活動団体が多く結成され、地域で犯罪を未然に防ぐ取組が拡大したことが挙げられます。

このため、県では防犯活動など地域安全活動の拡大・活性化を推進しています。

※街頭犯罪等：県民の身近に不安を感じる犯罪（車上ねらい、自転車盗、オートバイ盗、自動販売機ねらい、部品ねらい、性犯罪、強盗、住宅対象侵入盗、自動車盗、ひったくり）をいいます。

H26年　犯罪発生場所別認知件数

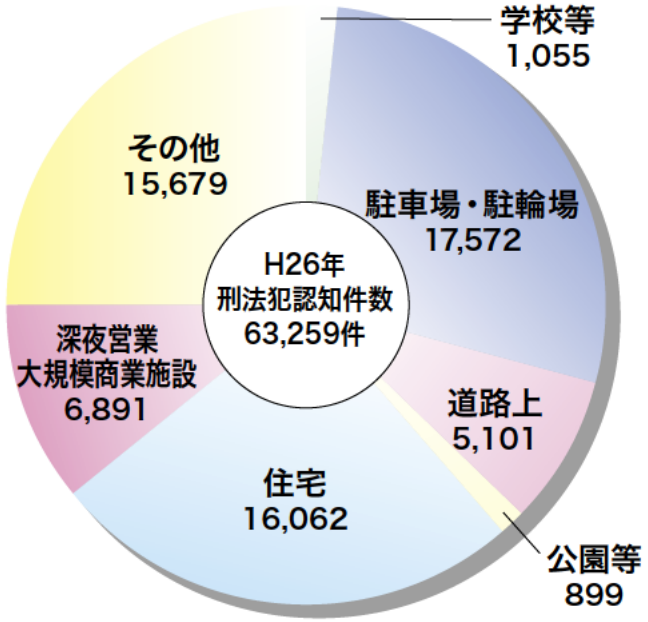

犯罪の 3/4 は、県民に身近な駐車場・道路・住宅・商業施設等で発生しています。

安全・安心まちづくりの実現のためには、ここでの犯罪の発生を防ぐことが重要です。

県では、これらの施設の防犯環境指針を定め犯罪の防止に配慮した環境の整備を推進していきます。

お問い合わせ

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課 安全企画係

TEL.092-643-3124　FAX.092-643-3169

■ 条例の内容は県の安全・安心まちづくりHPでご覧にいただけます　http://www.anzen-fukuoka.jp/

この印刷物には再生紙を使用しています。